

家畜衛生だより

令和7年度第3号（豚）令和7年6月発行



東部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県東部家畜保健衛生所
〒289-3182 匝瑳市今泉7142
電話 0479-85-8900
FAX 0479-85-5932

豚の暑熱対策について

気象庁によると、今年の夏も平年より気温が高くなると予想されています。豚は暑熱ストレスにより、採食量の減少による増体率の低下や、肉質の悪化も引き起こします。夏季の生産性低下を防止するためには、家畜が健康で快適に過ごせる環境づくりが大切です。

暑い夏を乗り切るための対策

【畜舎環境面の対策】

- 寒冷紗やよしづ、遮光ネットによる日除け
- 屋根・壁・床への断熱材の設置や石灰の吹き付け
- 換気扇や扇風機での送風※
- ※ 哺乳豚には直接風を当てないようにしましょう

【飼養管理面の対策】

- 常に新鮮で、冷たい水が十分に飲めるようにする
- 涼しい早朝や夜間に飼料給与を行うとともに、給与回数を増やす
- 良質で消化率の高い飼料を与える
- 必要に応じ、ビタミンやミネラルを給与し、栄養不足を補う



↑細霧装置による散水



↑屋根への石灰の吹き付け

暑熱対策は畜舎管理面と飼養管理面の複数の対策を組み合わせるとより効果的です。早めの対策を行い、夏を乗り切りましょう！

千葉県東部家畜保健衛生所 TEL 0479-85-8900 FAX 0479-85-5932

※急性悪性家畜伝染病（豚熱等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

動物用医薬品は使用基準を守り、適正に 使用しましょう！

東総食肉衛生検査所が実施したモニタリング検査で、豚の腎臓及び肝臓から抗菌性物質が検出された事例があり、検査所から畜主に薬剤の投与歴を確認したところ、抗菌性物質を添加した子豚用飼料を誤って出荷間際の豚に給餌したにも関わらず、と畜検査申請書では「投与歴なし」として出荷したことが判明しました。

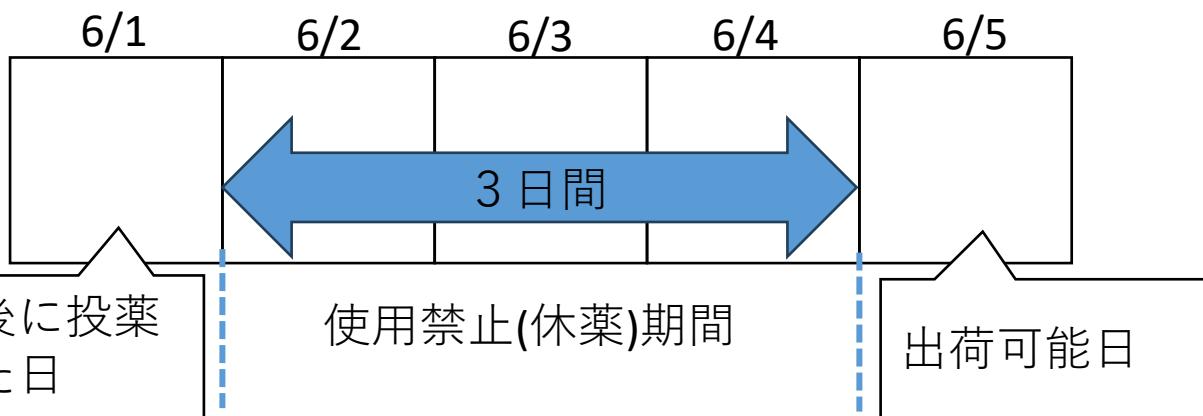
抗菌剤、駆虫薬などの動物用医薬品は、用法、用量、使用禁止(休薬)期間などの使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと...

出荷した食肉等生産物に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

〈使用禁止(休薬)期間の数え方〉

例) 使用禁止(休薬)期間が3日間の場合



投薬を行った場合、投薬記録を作成し、少なくとも1年間は保管してください。

死亡した家畜の処理は 適正に行いましょう！！

家畜の死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域内へ侵入すること、及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。

家畜の死体は「化製場等に関する法律」および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理しなければなりません。

必要な許可を取得していない施設で家畜の死体を堆肥化することは、これらの法律への違反が疑われる行為でもあります。

- 家畜が死亡したら、死亡畜の処理運搬業者に連絡し、適正に処理してください。
- 定期報告書で報告している『埋却地』は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

【化製場等に関する法律】

- 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料等の製造は、化製場以外の施設で行ってはならない。（第2条第1項、第8条）
- 死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で死亡獣畜を解体、埋却または焼却してはならない。（第2条第2項）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- 畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならない。（第2条第4項第1号）